

令和元年度 児童館施策の推進に関する要望書

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

子どもたちの健全な育成のため、以下の通り児童館施策の推進について要望します。

1. 児童館の整備のための国庫補助について、補助率の見直しをお願いします。

(1) 児童館が、児童館ガイドラインに示された機能を十分に発揮するためには、施設・設備環境の適切な整備が必要となります。しかしながら、全国的には設置後 30 年以上経過している老朽化した児童館が散見されます。また、直近の社会福祉施設等調査によれば、4,637 か所（平成 28 年）から 4,541 か所（平成 29 年）に減少しています。

現在、自治体が児童館を新設・改修する際に活用する次世代育成支援対策施設整備交付金は、他の児童福祉施設の補助率が 1 / 2 であるのに、児童厚生施設の補助率は 1 / 3 となっています。自治体が児童館の整備を進めやすくするため、他の児童福祉施設種別の補助率と同様の 1 / 2 に引き上げてください。

(2) 保育所等児童福祉施設併設型民間児童館の設置が進むとともに、既存の民間児童館の運営が安定するよう、自治体又は社会福祉法人等に対する支援をお願いします。

2. 児童館の活動を充実させるための支援をお願いします。

(1) 地域における児童健全育成活動をより一層充実させるために、大型児童館を通じた遊びのプログラム等の普及事業のための予算を継続的に確保してください。

(2) 社会保障審議会が推薦する児童福祉文化財に多くの子どもたちが触れることができる機会が必要です。特に優良な舞台芸術作品が、不特定多数の子どもが利用できることのできる大型児童館等で活発に催行されるよう支援してください。

(3) 地域組織活動（母親クラブ）は、国庫補助が一般財源された後も各地域で児童館を拠点に地道に地域児童の健全育成活動を行っています。しかしながら、財源確保に苦慮する状況があるため、地域組織活動推進のための支援をお願いします。

(4) 児童館（放課後児童クラブを含む）の活動の質及び運営内容の充実を図るため、第三者評価の実施が促進されるよう、仕組みを構築してください。

3. 児童館職員の資質向上のための取組と処遇改善につながる支援をお願いします。

(1) 児童館ガイドラインが、自治体及び児童館現場で十分に理解され活用されるため、厚生労働省主催の研修会の実施等、普及啓発のための取組を行ってください。

- (2) 児童館長や児童厚生員が時宜に応じた知識・技能を身に付けられるよう、引き続き厚生労働省主催の研修を実施・拡充するとともに、各自治体での児童厚生員等研修の開催等への予算を確保してください。
- (3) 児童館が児童館ガイドラインに示された機能・役割を十分に果たすためには、質の高い児童厚生員の確保が重要です。しかしながら、児童厚生員は全国的に、非正規・単年度という不安定な条件で雇用されている者が少なくありません。また、児童厚生員のなり手不足から、利用者数が増えているのにも関わらず職員数は現状のまま又は減員されている児童館もあり、児童の安全確保や職員の休暇取得も困難な状況が報告されています。放課後児童クラブの処遇改善費の活用等、児童厚生員の処遇改善につながるよう支援をお願いします。

4. 児童館職員の法令上の位置づけの見直し等をお願いします。

- (1) 児童館ガイドラインに示された児童館職員の職務内容は「児童の遊びを指導する」ことに止まっておりません。また、児童福祉法に関する法令等は、用語としての「指導」は用いない方向で進んでいます。遊びのプログラム等に関する専門委員会報告書（2018年9月20日）でも提言されているように、児童館職員の職名を「児童厚生員」に戻すか、その職務にふさわしい名称に改めることを専門委員会等の場で具体的に検討してください。
- (2) 児童健全育成推進財団が認定する児童厚生員資格制度は、放課後児童支援員に必要な内容をほぼ網羅しています。当該資格取得者については、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除してください。
- (3) 既存資格との調整を図り「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）を国家資格又はそれに準ずるものに位置づけるよう、現任者に向けた資格認定研修や、大学等における児童厚生員養成課程のあり方についての検討を開始してください。

令和元年9月19日

一般財団法人児童健全育成推進財団	理事長	鈴木 一光
全国児童館連絡協議会	会長	横山 佐和子
民間児童館ネットワーク	会長	山手 重信
全国児童厚生員研究協議会	会長	波多野 里美
児童厚生員養成課程連絡協議会	会長	斎藤 修
全国地域活動連絡協議会	会長	松橋 美恵子